

令和4年度
「総合的な相談支援体制の充実事業」活動状況

福祉局地域福祉課

令和4年度「総合的な相談支援体制の充実事業」活動状況

つながる体制推進員

- ・令和4年度から各区保健福祉センターに、福祉専門職の会計年度任用職員である「つながる体制推進員」を配置。
- ・つながる体制推進員は、複合的な課題を抱える世帯についての相談受付や関係機関同士の調整、研修の企画を主体的に行うなど、日ごろから相談支援機関・地域・行政のつながりを深める活動をしている。
- ・福祉局地域福祉課では、市全域における本事業の円滑な運営とつながる体制推進員の資質向上のため、事業担当者連絡会（年3回）に加え、月1回のつながる体制推進員研修会を実施し、分野を越えた業務理解の促進と各区の好事例の共有を図った。
- ・令和4年11月には、つながる体制推進員が中心となって事業担当者のブロック会を企画運営し、各区の課題と取組の共有を行った。



つながる活動（庁内外の連携体制の構築）

・各相談支援機関への事業周知 349件
・各相談支援機関へのアウトリーチ（情報収集や状況確認など） 277件
合計 626件

アウトリーチ

・地域福祉活動コーディネーター、サポーター、見守り推進員等連絡会
・地域包括支援センター運営協議会
・障がい者自立支援協議会
・見守りNW強化会議
・ヘルパー事業所連絡会 等
合計 276件 のべ2,151機関

連絡会
参加

・支援調整会議
・生活困窮者支援会議（生困シェア会議）
・地域ケア会議
・要保護児童対策協議会
・特定妊婦連絡会 等
合計 147件 のべ1,342事例

個別事例
検討会議

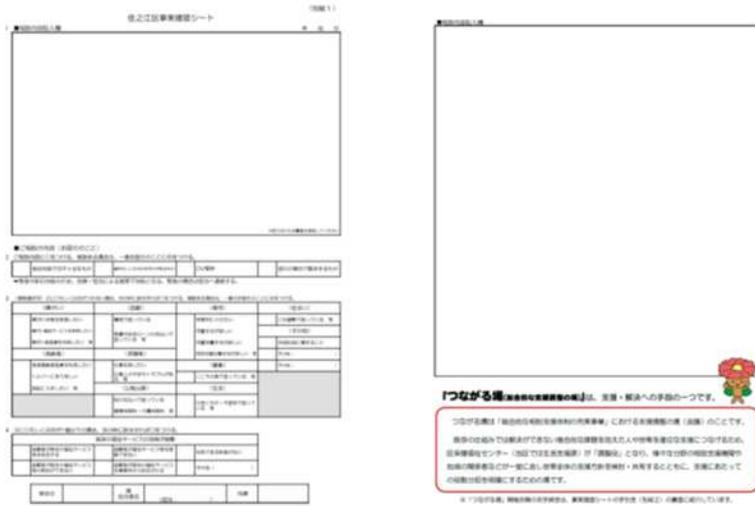
・包括いきいき連絡会議
・こどもの居場所連絡会
・社協との定例会議
・地域福祉調整会議
・地域会館での連携会議 等
合計 109件 延べ629機関

区独自の
取組

令和4年度「総合的な相談支援体制の充実事業」活動状況

連携促進のためのツールづくり

相談支援機関へのアンケートや協議の場を通じて、共通して活用できるツールの作成を行った。作成のプロセスや、その後の活用の中でもさらなる連携を図った。特に今年度は、既存のものを改訂するために検討チームを立ち上げるなど、よりよいツールの作成にむけて、連携した取組を進めている。



住之江区事例確認シート



旭区コアメンバー会議（ツール検討）



淀川区夢ちゃんワゴンチーム



中央区相談先早わかりシート



中央区相談先早わかりシート

連携促進のための研修実施

各区の実情に応じて、庁内外連携をすすめるための研修会を実施した。
特に今年度は、障がいと高齢分野の連携といったテーマや、少人数でのグループワーク、隣接区との合同会議など、参加者からの意見を取り入れ、アイデアが広がった。

主な研修テーマ

- ・ つながる場における ヤングケアラー 支援について
- ・ 障がい福祉と介護保険 つながる学習会
- ・ 「社会的つながりが希薄な世帯」 への支援に向けて複数の課題を抱えた世帯へのアプローチと連携について
- ・ 精神疾患？の方のいる世帯への包括的支援（旭・城東・鶴見の 3区合同研修会）
- ・ 区職員の「気づき」「感度の向上」のための e-ラーニング
- ・ 支援拒否事例 へのアプローチ
- ・ 地域福祉計画 の重要性や意義



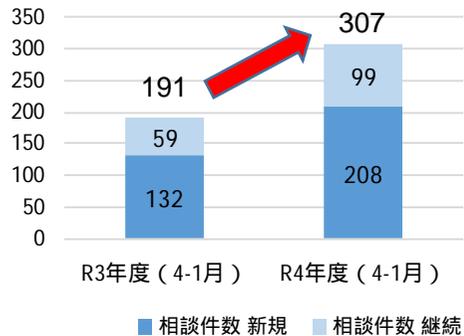
旭区・城東区・鶴見区の3区合同研修会

令和4年度「総合的な相談支援体制の充実事業」活動状況

相談対応・つながる場の開催

- ・昨年度同月比で1.61倍（つながる場の開催数は昨年度と同程度）
- ・継続ケースの割合が、増加傾向にある。
- ・つながる場を開催したケースにおける複合的な課題は、「精神障害(疑い含む)」「経済的困窮」「病気・けが」が、昨年度と同様上位を占めている。
- ・令和3年度よりも「孤立」「ひきこもり」「借金・多重債務」「ゴミ屋敷」の課題を含む事例が増加している。

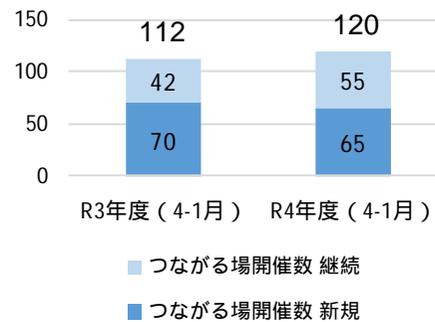
相談件数の比較



4月～1月の件数の比較。



つながる場開催数



課題	R 4年度 (1月末)	R 3年度
精神障害(疑い含む)	80	78
経済的困窮	47	44
病気・けが	39	53
知的障害(疑い含む)	36	31
孤立	32	26
ひきこもり	25	23
認知症	24	27
借金・多重債務	24	15
ゴミ屋敷	24	17

相談支援機関向けアンケートの結果（令和4年度速報値）

全区における事業効果の比較検証、各相談支援機関等関係者の意識の変化などの効果検証を行い、次年度以降の効果的・効率的な事業実施手法の検討等を行うことを目的とし、総合的な相談支援体制の充実事業にかかるアンケート調査を行った。

（参考）アンケート調査対象機関

実施期間

令和4年11月～令和5年1月

回答方法

大阪市行政オンラインシステムを用いて
WEB調査票による回答

回答率

294機関（97.7%）

施策分野	名称	配置数
高齢福祉	地域包括支援センター	66
	総合相談窓口(ブランチ)	66
	認知症初期集中支援チーム	24
障がい福祉	障がい者基幹相談支援センター	24
	地域活動支援センター(生活支援型)	9
	障がい者就業・生活支援センター	7
児童・ひとり親福祉	地域子育て支援拠点(センター型)	33
生活困窮	生活困窮者自立相談支援機関	24
地域福祉	見守り相談室	24
その他	在宅医療・介護連携相談支援室	24
合計		301

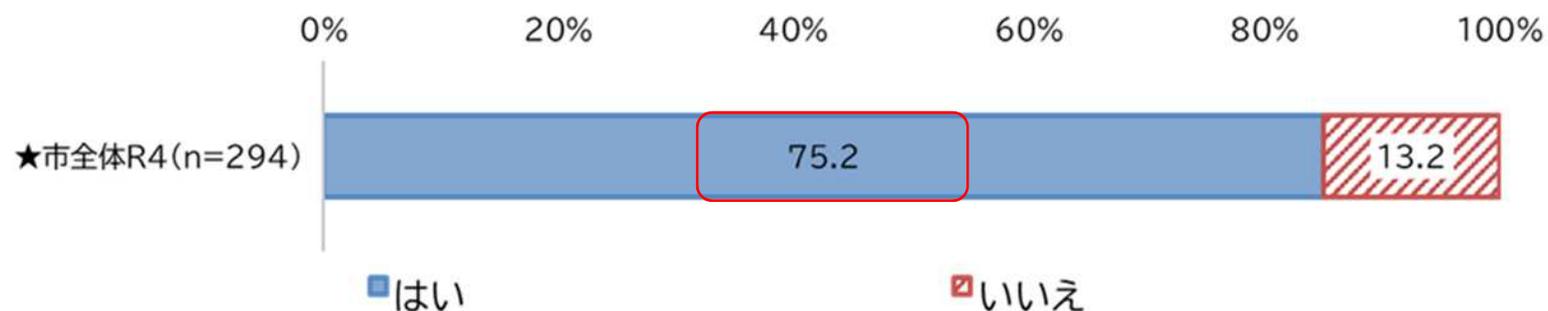
相談支援機関向けアンケートの結果（令和4年度速報値）

- ・事業認知度は約9割と向上した。
- ・今年度より配置のつながる体制推進員の認知度は約8割であった。

◆総合的な相談支援体制の充実事業を知っていますか。



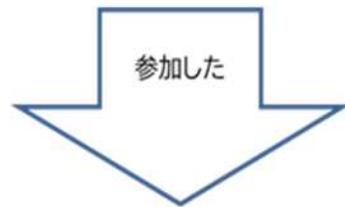
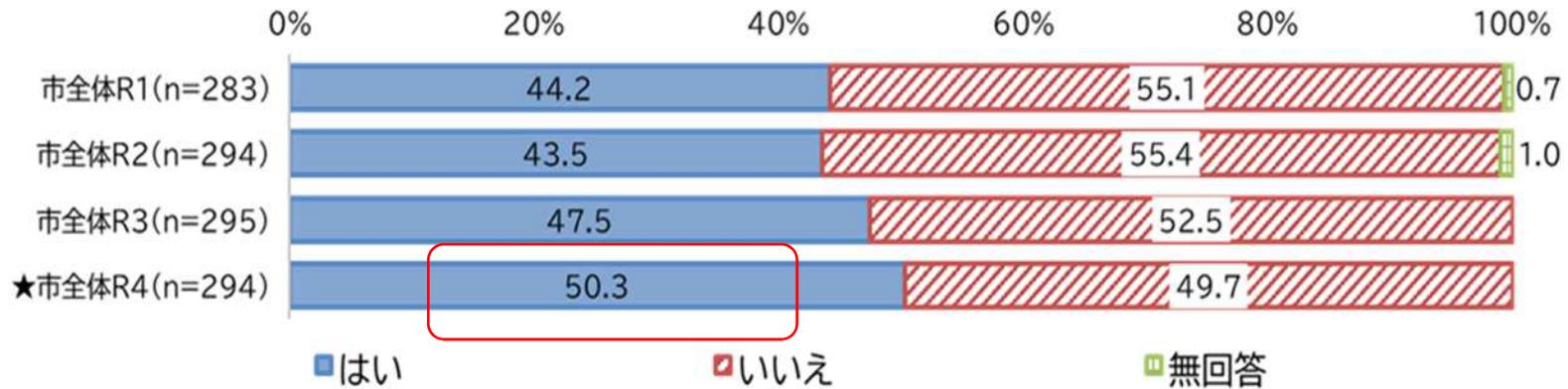
◆つながる体制推進員を知っていますか。



相談支援機関向けアンケートの結果（令和4年度速報値）

- ・ つながる場に参加した相談支援機関の割合は約5割で上昇している。
- ・ 1機関あたりの参加回数も微増となっている。

◆ つながる場に参加したことがありますか（過去1年間）

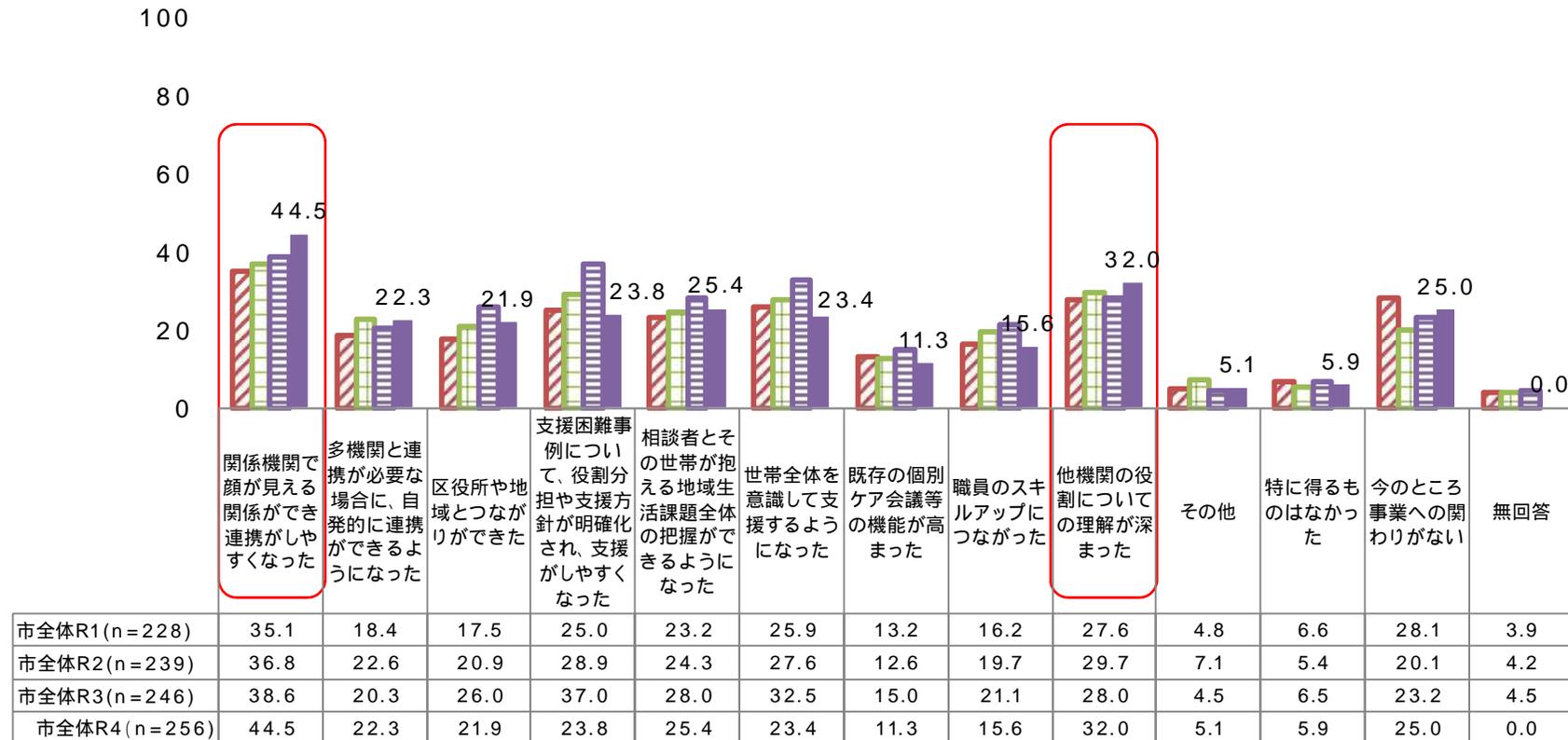


	令和4年度		令和3年度	
	合計	1機関あたり平均	合計	1機関あたり平均
参加回数(回)	420	2.83	365	2.74

相談支援機関向けアンケートの結果（令和4年度速報値）

- ・ ツールや研修を含む本事業全体による変化は「関係機関で顔が見える関係ができ連携がしやすくなった」「各機関の役割について理解が深まった」と回答した割合が増加傾向にある。

総合的な相談支援体制の充実事業全体による変化



■市全体R1(n=228) ■市全体R2(n=239) ■市全体R3(n=246) ■市全体R4(n=256)

総合的な相談支援体制の充実事業の実施までの背景

(参考) 令和3年12月24日
大阪市社会福祉審議会総会
資料

本市の状況

少子高齢化の進行や、家族形態や地域社会の変化、社会的な孤立など、地域における福祉課題は複雑化・多様化・深刻化している。

「大阪市における総合的な相談支援体制の充実に向けて（提言）」（平成23年3月 社会福祉審議会）

- ・「区保健福祉センターの総合調整機能の強化」・・・区内の関係機関が参画する会議体の運営等を通して、ニーズや課題把握等の総合調整する役割が求められている。

相談支援体制のあり方検討プロジェクトチームの取組（平成26年8月～）

- ・相談支援機関の実態把握に向けた調査
- ・相談支援体制の改善・充実を図る方策の検討 等

「『総合的な相談支援体制』の充実に向けて

～相談支援機関・地域・行政が一体となった施策横断的な相談支援体制の構築～

（平成29年2月 相談支援体制のあり方検討プロジェクトチーム）平成29年2月社会福祉審議会地域福祉専門分科会にて報告

「総合的な見立ての場」の開催

- ・複合的な課題を抱えた要援護者に対し、支援を行う相談支援機関等が一堂に会し、区保健福祉センターが中心となって支援方針の共有、役割分担を図る場を開催することが効果的である。
- ・要援護者のニーズに応じ、幅広い分野の関係機関が参画する必要があることから、区保健福祉センターに関係機関を選定・招集する機能が求められている。

（参考 国の状況）

「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」（平成27年9月）

- ・「今後は、分野ごとの専門サービスについても引き続き機能強化を図りつつ、複合的な課題を抱えるなどの要援護者に対しても、適切な支援を提供する仕組みを構築する」
- ・「規模の大きな自治体においては、既存の相談窓口の連携を強化することで、地域全体として包括的な相談支援体制を構築することも考えられる」

「我が事・丸ごとの地域共生社会実現本部」の設置（平成28年8月）

- ・住民が「我が事」として主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくり
- ・様々な課題を「丸ごと」解決する「市町村における包括的な相談支援体制」を構築

社会福祉法の改正（平成30年4月1日）

「包括的な支援体制の整備」（第106条の3）

- ・市町村は、地域住民等及び支援機関等の関係機関が協働して、地域生活課題を解決する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする

総合的な相談支援体制の充実事業について

(参考) 令和3年12月24日
大阪市社会福祉審議会総会
資料

事業実施状況

福祉課題が一層複雑化・多様化・深刻化するなかで、複合的な課題を抱えた要援護者を支援するしくみの構築が喫緊の課題となり平成29年度よりモデル実施、令和元年度より全区展開

(参考) 区長会議・福祉健康部会での決議内容(平成30年9月18日)

「全区において、総合的な相談支援体制の充実を図る」

「各区において、それぞれの実情に応じた手法について十分な検討を行うとともに、福祉局が支援・取りまとめを行うこと」

総合的な相談支援体制の充実事業の仕組み

